

霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申第2号

平成25年11月22日

答 申

平成25年9月2日付け生福第129-1号にて諮問された件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

霧島市長（以下「実施機関」という。）が病状調査票（以下「本件対象文書」という。）の全部を条例第17条第7号カに該当するものとして不開示とした決定について、全部開示すべきである。

第2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、霧島市個人情報保護条例（平成17年霧島市条例第11号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づく開示請求に対し、平成25年7月12日付け生福第100号で実施機関が行った本件対象文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるものである。

なお、病状調査とは、生活保護の決定の実施上必要がある場合に、実施機関が医療機関の主治医に調査するもので、本件対象文書は、生活保護決定後に、異議申立人（以下「申立人」という。）に対する生活保護受給に係る援助方針を決定するために、実施機関の職員が県立始良病院（以下「病院」という。）の主治医に対して聞き取った病状について記録したものである。

第3 審査の経過

1 申立人の主張の要旨

申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、意見書等を要約すると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書（平成25年8月8日付け）の要旨

本件対象文書は、精神・神経科に係る医師による診断書である。申立人に対して文書・保有個人情報を開示することは、申立人に悪影響を及ぼすおそれがあると考え、医師の診断には誤診の可能性がある。この「誤診」により、本来の行政側による「事務の公正若しくは円滑な執行」に支障を及ぼした。

生活保護受給にあたって、病院の医師による診断、意見聴取は不可欠であったが、医師による判断には、申立人がその後の社会生活を営むにあたり相応な制約を負わせる結果となった。

(2) 実施機関の意見書に対する申立人意見書（平成25年9月10日付け）の要旨

- ア 当時の病状調査票を眼にしたとしても、申立人は何ら影響を受けまいであろう。精神・神経に影響が生じることはないと思われる。
- イ 疾病を理由とせずとも生活保護の支給は実施されたと考えられるため病状調査票は、作成する必要はなかった。不要な事案の情報提供を行政側に申請せざるを得なかった。事務手続上把握されることに異議がある。
- ウ 「開示前提であった」としても「不開示前提であった」としても両者の間にさしたる相違はないから開示が妥当である。
- エ 申立人及び申立人の両親に対して適切な助言・指導があったとは思えない。

(3) 実施機関の不開示理由に対する申立人からの意見書（平成25年9月19日付け）、追加意見書（平成25年9月20日付け）及び「情・個審第22号」における質疑にたいする意見の梗概（平成25年9月24日付け）の要旨

- ア 個人情報開示前提の病状調査では、病状調査対象者の病状等の詳細を担当医から聞き取ることが困難になるおそれについての申立人意見
担当医には診察技能が備わっていないため、詳細な病状を把握していない。したがって「行政側の円滑な事務・業務の執行」を妨げるおそれは回避し得る。
また、行政側の事務に誤謬が認められる。
よって、この事案における個人情報の開示は妥当である。
- イ 病状等の詳細を担当医から聞き取ることが困難となれば、生活保護受給者に対する適切な助言・指導ができなくなるおそれについての申立人意見
誤診をする担当医から病状を聴取しても生活保護受給者に対する適切な助言・指導の可能、不可能は不明確な事案となり、病状調査票の不開示に意味をなさない。
さらに、担当医が詳細な病状を説明、診断し得る洞察力を欠いている点と行政側が適切な助言・指導をしていない点が不開示決定に対する異議申立ての主たる事由である。
- ウ その他申立人意見
医師の診断・鑑別診断には多様な「オピニオン（意見）」が存在するので、主治医のオピニオンが適切とは限らない。
申立人は、すでに病院から診断書の一部を開示してもらっているため、文書の趣旨を把握している。そのため、開示されても「公正・円滑・迅速な事務上の業務に支障を及ぼすおそれ」は生じないと予見し得る。

2 実施機関の理由説明の要旨

(1) 諮問書（平成25年9月2日付け生福第129-1号）の諮問内容

本件対象文書は、生活保護受給事務に必要な文書であり、生活保護実施要領局第12-2

関係機関調査で「保護の決定実施上必要があるときは、年金事務所、公共職業安定所、事業主、保健所、指定医療機関、指定介護機関等の関係機関について、必要事項を調査すること」と規定されている。

実施機関は、申立人の生活保護決定後の助言及び指導を行うために、申立人の病状を把握する必要があったため、調査し、本件対象文書を作成したものである。

開示の是非を検討する上で、実施機関が病院の医師に相談したところ、「申立人の病状に悪影響が及ぶおそれがあるため、当時の聞き取り資料である本件対象文書といえども開示すべきではない。」との回答を受けている。

このようなことから、本件対象文書を開示することによって、生活保護受給事務の目的が損なわれ、事務の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると判断し、霧島市個人情報保護条例第17条第7号カに該当するとの理由で不開示決定したことについて、本件対象文書を開示すべきか否かを諮問する。

(2) 実施機関の意見書（平成25年9月6日付け生福第147号）の要旨

本件対象文書については、開示することにより、生活保護受給の実施の目的が損なわれ、事務の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため開示しない。本件対象文書を開示することにより生じる「おそれ」の具体的な内容について、以下のとおりである。

- ア 個人情報開示前提での病状調査では、病状調査対象者の病状等の詳細について担当医から聞き取ることが困難になるおそれ
- イ 担当医からの聞き取りが困難になれば、生活保護受給者に対する適切な助言・指導ができなくなるおそれ

3 情報公開・個人情報保護審査会設置条例に基づく調査について

当審査会は、本件対象文書を開示することによる生活保護受給事務の実施の目的が損なわれるか又は事務の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるかを調査するため、情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年霧島市条例第24号）第8条第4項に基づき実施機関を通じて病院に意見を求めた。

病院の意見については以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書を開示することによる不服申立人の生命、健康を害するおそれ「無」
- (2) 本件対象文書を開示することによる医療機関と実施機関との事務の支障のおそれ「無」
- (3) 本件対象文書のうち不開示とすべき箇所とその理由
不開示とすべき箇所については「無」

第4 審査会の判断の理由

本件対象文書について、実施機関は、本件決定で条例第17条第7号に該当し、個人に対する診断・指導等に係る事務に関し、事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれが

あるとして不開示とした。

これに対して、申立人は、不開示決定に理由がないとの主張をし、不開示決定の取消しを求めており、当審査会において本件対象文書の保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、本件対象文書に記録された保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

なお、申立人は、医師の診断内容に誤謬があったこと等を主張しているが、当審査会は、実施機関が文書を不開示としたことの妥当性について判断するものであり、申立人の主張等のうち、当該妥当性の判断と関連性を有しないと認められる部分については、審査を行う権限を有するものではない。したがって、診断内容の誤謬の有無等については判断しない。

1 論点

本件対象文書の全てについて、条例第17条第7号カに該当するものとして不開示としたことが妥当かどうか。

2 審査会の判断理由

本審査会でインカメラ審理（注）を行い、本件対象文書の内容について見分した結果、開示することにより事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれは認められないため、全部開示が妥当と判断した。

(1) 条例第17条第7号カの該当性について

実施機関は、不開示決定通知の不開示理由について、条例第17条第7号に基づき「個人に対する診断・指導等に係る事務に関し、事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある」と決定したが、ここで掲げる「診断・指導等」については、医師の診断及び生活保護者への指導と解される。

次に、「おそれ」については、実施機関は意見書で以下の2点を挙げている。

ア 個人情報開示前提での病状調査では、病状調査対象者の病状等の詳細について担当医から聞き取ることが困難になるおそれ

イ 担当医からの聞き取りが困難になれば、生活保護受給者に対する適切な助言及び指導ができなくなるおそれ

このうち、担当医からの聞き取りが困難になれば、事務の円滑な執行に支障を及ぼすと考えられるが、このことについて病院に意見を求めたところ、開示することによる医療機関と実施機関との事務の支障のおそれは「無」との回答であった。このことから、開示したとしても、今後の事務の支障には影響しないと考えられ、実施機関の主張に理由はないといえる。

また、医師からの聞き取り調査が可能であることから、イの適切な助言及び指導についても支障はないと考えられ実施機関の主張には理由はないといえる。

(2) 条例第17条第1号の該当性について

当審査会で、本件対象文書を見分したところ、医師の所見についての記載は見当たらず、客観的事実のみが記載されていた。

「傷病名」を開示することについては、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられるが、一方で患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得るため、ケースに応じて慎重に審査しなければならない。

当審査会では、病院への意見に、開示することによる申立人の生命、健康を害するおそれは「無」と示されていたことと、申立人が当審査会に提出した診断書に記録された病名と本件対象文書の傷病名が同一であったことから、傷病名を開示しても、すでに申立人が知っている情報であるため、不開示とする利益がないため、開示することが妥当であると判断した。

3 結論

よって、当審査会は、第1のとおり判断する。

霧島市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	長谷川 史明	志學館大学法学部教授
委員	稲留 隆	司法書士
委員	植木 春生	司法書士
委員	末吉 隆之	弁護士
委員	古川 玲子	前鹿児島県情報公開審査会委員

注 インカメラ審理

インカメラ審理とは、不開示とされた公文書が真に条例上の不開示情報に当たるかを公正に審査するため、霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年霧島市条例第24号）第8条に基づき行う審理である。

霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例抜粋
（調査権限）

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てのあった公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることはできない。